(19) **日本国特許庁(JP)**

(12) 特 許 公 報(B2)

(11)特許番号

特許第4818444号 (P4818444)

(45) 発行日 平成23年11月16日(2011.11.16)

(24) 登録日 平成23年9月9日(2011.9.9)

(51) Int.Cl. F 1

GO 6 F 3/02 (2006.01) GO 6 F 3/02 3 1 O J GO 6 F 1/16 (2006.01) GO 6 F 3/02 3 1 O F GO 6 F 1/00 3 1 2 U

請求項の数 10 (全 11 頁)

(21) 出願番号 特願2010-91552 (P2010-91552) (22) 出願日 平成22年4月12日 (2010.4.12) (65) 公開番号 特開2011-221857 (P2011-221857A) 平成23年11月4日 (2011.11.4) 審査請求日 平成23年5月11日 (2011.5.11)

早期審査対象出願

(73) 特許権者 000003078

株式会社東芝

東京都港区芝浦一丁目1番1号

(74)代理人 100108855

弁理士 蔵田 昌俊

|(74)代理人 100091351

弁理士 河野 哲

(74)代理人 100088683

弁理士 中村 誠

(74)代理人 100109830

弁理士 福原 淑弘

(74)代理人 100075672

弁理士 峰 隆司

|(74)代理人 100095441

弁理士 白根 俊郎

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】電子機器

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

外部に露出する外面と、前記外面の反対方向に位置した内面とを有し、前記外面から前記内面に亘る開口部が設けられた筐体と、

前記筐体に前記開口部と並んで設けられたデバイス取付部と、

前記内面の方向から前記デバイス取付部に取り付けられたポインティングデバイスと、 前記内面の方向から前記筐体に取り外し可能に固定されるとともに、前記内面の方向か ら前記ポインティングデバイスの一部を覆った取付部材と、

前記取付部材に取り付けられたボタン部材と、

を具備し、

前記ボタン部材は、

前記取付部材に固定された基部と、

前記基部から前記開口部に向かって延びた可撓性を有する支持部と、

前記支持部の先端に設けられ、前記開口部に嵌り込むことで前記筐体の外部に露出した操作部と、

を備えたことを特徴とする電子機器。

【請求項2】

前記基部は、前記ポインティングデバイスと重なる位置で前記取付部材に固定されたことを特徴とする請求項1に記載の電子機器。

【請求項3】

前記取付部材は、金属によって形成されたことを特徴とする請求項 2 に記載の電子機器

【請求項4】

前記取付部材に固定された緩衝材をさらに具備し、

前記ボタン部材の支持部は、前記取付部材の一部と重なり合うとともに、前記取付部材との間に前記緩衝材を挟んだことを特徴とする請求項2に記載の電子機器。

【 請 求 項 5 】

前記取付部材は、前記ポインティングデバイスと対向した第1の面と、前記第1の面の 反対方向に位置した第2の面と、前記第2の面から突出した補強部と、を有するとともに 、前記デバイス取付部の一方の端部から他方の端部に亘って前記デバイス取付部の一部を 覆うように延び、

前記補強部は、前記取付部材が延びた方向に向かって延びたことを特徴とする請求項2 に記載の電子機器。

【請求項6】

前記取付部材に、挿通孔と、第1の誤装着防止部とが設けられ、

前記ボタン部材の前記基部に、前記挿通孔に挿入される突出部と、第2の誤装着防止部とが設けられ、

前記第1の誤装着防止部は、前記突出部が前記第2の面の方向から前記挿通孔に挿入された場合にのみ前記第2の誤装着防止部と嵌り合うことを特徴とする請求項5に記載の電子機器。

【請求項7】

外部に露出する外面と、前記外面の反対方向に位置する内面とを有し、前記外面から前記内面に亘る開口部が設けられた筐体と、

前記筐体に前記開口部と並んで設けられ、ポインティングデバイスが取り付けられるデバイス取付部と、

前記内面の方向から前記筐体に取り外し可能に固定されるとともに、前記内面の方向から前記デバイス取付部の一部を覆った取付部材と、

前記取付部材から前記開口部に向かって延びた可撓性の支持部と、

前記支持部の先端に設けられ、前記開口部に嵌り込むことで前記筐体の外部に露出した操作部と、

を具備したことを特徴とする電子機器。

【請求項8】

前記支持部と前記操作部とを含むボタン部材をさらに具備し、

前記ボタン部材は、前記取付部材に固定された基部を有し、

前記支持部は前記基部から前記開口部に向かって延びたことを特徴とする請求項7に記載の電子機器。

【請求項9】

前記ポインティングデバイスは、前記内面の方向から前記デバイス取付部に取り付けられ、前記デバイス取付部と前記取付部材との間に挟まれたことを特徴とする請求項 7 に記載の電子機器。

【請求項10】

前記ポインティングデバイスは、前記外面の方向から前記デバイス取付部に取り付けられたことを特徴とする請求項 7 に記載の電子機器。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

[0001]

本発明の実施形態は、電子機器に関する。

【背景技術】

[0002]

例えばポータブルコンピュータのような電子機器は、ポインティングデバイスとしてタ

20

10

30

40

ッチパッドを備えていることがある。タッチパッドの近傍に、クリック操作のための外部 入力ボタンが設けられる。

[0003]

一般的にタッチパッドおよび外部入力ボタンは、キーボードよりも手前側に位置するパームレストに設けられる。外部入力ボタンは、タッチパッドよりも手前側に配置される。 言い換えると、外部入力ボタンは、ポータブルコンピュータの筐体の前端部近傍に配置される。

[0004]

外部入力ボタンは、筐体に固定される基部と、可撓性を有する支持部と、ユーザに押される操作部とを有する。支持部は、基部と操作部とを連結する。操作部は、筐体に設けられた開口部に嵌り込むことで外部に露出する。基部は、開口部の近傍において、例えば溶着によって筐体に固定される。

【先行技術文献】

【特許文献】

[0005]

【特許文献1】特開2009-117377号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

[0006]

ポータブルコンピュータのような携行される電子機器は、小型化および薄型化が求められる。しかし、筐体に外部入力ボタンの基部を固定するスペースを設けることで、電子機器の小型化が妨げられる場合がある。

[0007]

本発明の目的は、小型化された電子機器を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

[0008]

上記目的を達成するため、本発明の一つの形態に係る電子機器は、

筐体と、デバイス取付部と、取付部材と、支持部と、操作部とを具備する。前記筐体は、外部に露出する外面と、前記外面の反対方向に位置する内面とを有し、前記外面から前記内面に亘る開口部が設けられる。前記デバイス取付部は、前記筐体に前記開口部と並んで設けられ、ポインティングデバイスが取り付けられる。前記取付部材は、前記内面の方向から前記筐体に取り外し可能に固定されるとともに、前記内面の方向から前記デバイス取付部の一部を覆う。前記支持部は、前記取付部材から前記開口部に向かって延びるとともに可撓性を有する。前記操作部は、前記支持部の先端に設けられ、前記開口部に嵌り込むことで前記筐体の外部に露出する。

【図面の簡単な説明】

[0009]

- 【図1】本発明の第1の実施の形態に係るポータブルコンピュータを示す斜視図。
- 【図2】第1の実施形態のポータブルコンピュータの一部を拡大して示す平面図。
- 【図3】第1の実施形態のポータブルコンピュータの一部を筐体の内側から示す斜視図。
- 【図4】第1の実施形態のポータブルコンピュータの一部を図2のF4-F4線に沿って示す断面図。
- 【図5】図3からデバイス支持部材とタッチパッドデバイスとを除いて示す斜視図。
- 【図6】第1の実施形態のボタンユニットを示す斜視図。
- 【図7】第1の実施形態のボタンユニットを下方向から示す斜視図。
- 【図8】本発明の第2の実施の形態に係るポータブルコンピュータの一部を示す断面図。
- 【図9】本発明の第3の実施の形態に係るポータブルコンピュータの一部を拡大して示す 平面図
- 【図10】第3の実施形態のポータブルコンピュータの一部を筐体の内側から示す斜視図

20

10

30

40

【発明を実施するための形態】

[0010]

以下に、本発明の第1の実施の形態について、図1から図7を参照して説明する。なお、本明細書において、手前側(即ちユーザ側)を前方向、ユーザから見て奥側を後方向、ユーザから見て左側を左方向、ユーザから見て右側を右方向、ユーザから見て上方を上方向、ユーザから見て下方を下方向と定義する。

[0011]

図1は、ポータブルコンピュータ1を示す斜視図である。ポータブルコンピュータ1は、電子機器の一例である。図1に示すように、ポータブルコンピュータ1は、メインユニット3と、ディスプレイユニット4とを備えている。

[0012]

メインユニット 3 は、偏平な箱状の筐体 1 0 を備えている。筐体 1 0 は、上部カバー 1 1 と、下部カバー 1 2 とを有している。上部カバー 1 1 は、下部カバー 1 2 を覆うように下部カバー 1 2 に取り付けられている。

[0013]

上部カバー11の外面11aに、キーボード取付部14と、パームレスト15と、凹面16と、開口部17とが設けられている。外面11aは、筐体の外面の一例であり、外部に露出している。キーボード取付部14にキーボード18が支持されている。図1において、キーボード18はその一部のみ示されている。

[0014]

パームレスト15は、キーボード取付部14よりも前方向に設けられている。凹面16 および開口部17は、パームレスト15のほぼ中央に並んで設けられている。凹面16は 、パームレスト15から窪んで設けられている。凹面16には、シート19が貼り付けら れている。シート19の表面は滑りやすくなっている。

[0015]

図 2 は、ポータブルコンピュータ 1 の開口部 1 7 の近辺を拡大して示す平面図である。図 2 に示すように、開口部 1 7 から、ボタン部材 2 1 と、指紋読取部 2 2 とが露出している。ボタン部材 2 1 は、クリック操作に用いられる。指紋読取部 2 2 は、例えば光学センサであり、指紋認証に用いられる。

[0016]

図1に示すように、ディスプレイユニット4は、メインユニット3の後端に一対のヒンジ部24を介して連結されている。ディスプレイユニット4は、ヒンジ部24を支点として、閉じ位置と開き位置との間で回動する。閉じ位置において、ディスプレイユニット4は、メインユニット3の後端から起立する。

[0017]

ディスプレイユニット4は、偏平な箱状のディスプレイ筐体27と、ディスプレイモジュール28とを備えている。ディスプレイモジュール28は、例えば液晶ディスプレイであり、ディスプレイ筐体27に収容されている。

[0018]

ディスプレイ筐体 2 7 の前面にディスプレイ開口部 2 7 a が設けられている。ディスプレイ開口部 2 7 a は、ディスプレイモジュール 2 8 のスクリーン 2 8 a をディスプレイユニット 4 の外に露出させる。

[0019]

図3は、筐体10の内側から凹面16の近辺を示す斜視図である。図4は、図2のF4-F4線に沿ってメインユニット3の一部を示す断面図である。図3に示すように、上部カバー11の内面11bにデバイス支持部材31が取り付けられている。

[0020]

上部カバー11の内面11bは、筐体の内面の一例であり、外面11aの反対方向に位置している。図4に示すように、開口部17は、上部カバー11の外面11aから内面1

10

20

30

40

1 b に亘って設けられている。

[0021]

デバイス支持部材31は、タッチパッドデバイス32を支持している。タッチパッドデバイス32は、ポインティングデバイスの一例である。タッチパッドデバイス32は、例えば静電センサを備えており、シート19上の指の動きを感知する。タッチパッドデバイス32は、シート19上を動くユーザの指によって操作される。

[0022]

図5は、図3からデバイス支持部材31およびタッチパッドデバイス32を除いて示す 斜視図である。図5に示すように、上部カバー11にデバイス取付部35が設けられてい る。デバイス取付部35は、開口部17と並んで設けられる。

[0023]

デバイス取付部35は、筐体10の内側に面する平坦な貼付面36を有している。デバイス取付部35は、凹面16と貼付面36とを含む上部カバー11の一部である。

[0024]

タッチパッドデバイス32は、内面11bの方向からデバイス取付部35の貼付面36に取り付けられる。タッチパッドデバイス32は、例えば両面テープによって貼付面36に貼り付けられる。

[0025]

上部カバー11に、ボタン部材21を含むボタンユニット40が取り付けられている。 図6は、ボタンユニット40を示す斜視図である。図7は、ボタンユニット40を下方向から示す斜視図である。ボタンユニット40は、ボタン部材21と、取付部材41とを備えている。

[0026]

図5に示すように、取付部材41は、内面11bの方向から上部カバー11に取り外し可能に固定される。内面11bに、デバイス取付部35と隣り合う一対のボス43が設けられている。一対のボス43は、デバイス取付部35の左方向と右方向とにそれぞれ配置されている。取付部材41は、例えば一対のねじ44によって、ボス43にねじ止めされる。

[0027]

図4に示すように、取付部材41が上部カバー11に固定されることにより、取付部材41は、内面11bの方向からタッチパッドデバイス32の一部を覆う。言い換えると、取付部材41は、デバイス取付部35の一部を覆うとともに、タッチパッドデバイス32に重ねられて上部カバー11に固定される。

[0028]

図5に示すように、取付部材41は、デバイス取付部35の一方の端部35aから他方の端部35bに亘ってデバイス取付部35の一部を覆うように延びている。図4に示すように、取付部材41が上部カバー11に固定されると、タッチパッドデバイス32は、デバイス取付部35と取付部材41との間に挟まれる。

[0029]

取付部材41は、金属材料によって形成された板材である。取付部材41は、第1の面46と、第2の面47と、補強部48とを有している。第1の面46は、タッチパッドデバイス32と対向する。第2の面47は、第1の面46の反対方向に位置している。

[0030]

さらに図6に示すように、取付部材41は、第1の縁部49と、第2の縁部50とを有している。取付部材41に、複数の挿通孔51(図4に示す)と、凹部52とが設けられている。凹部52は、第1の誤装着防止部の一例である。第2の縁部50は、第1の縁部49の反対方向に位置している。

[0031]

補強部48は、第2の面47から突出している。補強部48は、取付部材41の第1の縁部49に沿って、取付部材41が延びた方向に向かって延びている。複数の挿通孔51

10

20

30

40

は、それぞれ取付部材41の第2の縁部50に沿って並んでいる。

[0032]

凹部52は、第2の縁部50から取付部材41の内側に入り込むように設けられている。凹部52は、取付部材41が延びた方向において、取付部材41の中央からずれた位置に配置される。

[0033]

図 7 に示すように、ボタン部材 2 1 は、取付部材 4 1 に取り付けられている。ボタン部材 2 1 は、基部 5 5 と、複数の支持部 5 6 と、一対の操作部 5 7 と、センサカバー 5 8 とを有している。図 6 に示すように、ボタン部材 2 1 に、複数の突出部 6 1 と、リブ 6 2 とが設けられている。リブ 6 2 は、第 2 の誤装着防止部の一例である。

[0034]

図4に示すように、基部55は、タッチパッドデバイス32と重なる位置で取付部材41に固定されている。基部55は、取付部材41の第2の縁部50に沿って配置される。 基部55から突出した突出部61は、取付部材41の挿通孔51に挿入される。挿通孔51に挿入された突出部61が溶かされることで、基部55が取付部材41に固定される。

[0035]

支持部56は、基部55から開口部17に向かって延びている。図7に示すように、支持部56は、取付部材41の一部と重なり合う。支持部56は可撓性を有しており、外力によって弾性変形する。

[0036]

操作部57は、支持部56の先端に設けられている。図2に示すように、操作部57とセンサカバー58とは、開口部17に嵌り込んでおり、筐体10の外部に露出している。 操作部57が押されると、支持部56が弾性変形することで操作部57が変位する。

[0037]

図4に示すように、操作部57に対向するようにスイッチ基板65がデバイス支持部材31に取り付けられている。押された操作部57が変位すると、操作部57の突起57aが、スイッチ基板65に実装されたスイッチ65aを操作する。

[0038]

図 7 に示すように、センサカバー 5 8 は、基部 5 5 から延出して、一対の操作部 5 7 の間に設けられている。センサカバー 5 8 に、スリット 5 8 a が設けられている。センサカバー 5 8 は、指紋読取部 2 2 は、スリット 5 8 a から外部に露出される。

[0039]

リブ62は、基部55の縁部55aに設けられている。縁部55aは、支持部56の反対方向に位置する。リブ62は、取付部材41の凹部52に対応した位置に配置される。 リブ62は、基部55から突出部61と同一方向に向かって突出している。

[0040]

リブ62は、突出部61が溶かされる前において、突出部61が第2の面47の方向から取付部材41の挿通孔51に挿入された場合、取付部材41の凹部52に嵌る。リブ62は、突出部61が第1の面46の方向から挿通孔51に挿入された場合、取付部材41に干渉する。言い換えると、取付部材41の凹部52は、突出部61が第2の面47の方向から取付部材41の挿通孔51に挿入された場合にのみリブ62と嵌り合う。

[0041]

ボタン部材 2 1 は、第 2 の面 4 7 の方向から取付部材 4 1 に取り付けられるように形成されている。ボタン部材 2 1 が第 1 の面 4 6 から取付部材 4 1 に取り付けられようとした場合、リブ 6 2 が取付部材 4 1 に干渉する。このため、ボタン部材 2 1 の取付ミスが防がれる。

[0042]

図 7 に示すように、取付部材 4 1 に緩衝材 6 8 が固定されている。緩衝材 6 8 は、例えば両面テープによって、取付部材 4 1 の補強部 4 8 に貼り付けられる。緩衝材 6 8 として

10

20

30

40

、例えば合成ゴム、不織布、もしくはスポンジなどが用いられる。

[0043]

緩衝材68は、取付部材41と支持部56との間に挟まれる。操作部57が押されて変位している場合、操作部57に加えられていた外力が解放されると、弾性変形した支持部56は元の位置に戻る。この際に、緩衝材68は支持部56を受け止める。

[0044]

前記構成のポータブルコンピュータ1によれば、取付部材41がタッチパッドデバイス32 およびデバイス取付部35の一部を覆って、上部カバー11に固定される。ボタン部材21の基部55は、タッチパッドデバイス32に重ねられた取付部材41に固定される。これにより、開口部17の近傍において筐体10にボタン部材21の基部55を固定するスペースが不要になり、ポータブルコンピュータ1を小型化することができる。

[0045]

取付部材 4 1 は、金属材料によって形成されている。このため、タッチパッドデバイス 3 2 に重ねられる取付部材 4 1 を薄くし、ポータブルコンピュータ 1 を薄型化することができる。なお、取付部材 4 1 の材料は、十分な剛性を有しているものであれば金属に限らない。

[0046]

取付部材41は、取り外し可能に上部カバー11に固定される。このため、取付部材41を上部カバー11に取り付ける順序を柔軟に設定することができる。例えば、デバイス取付部35を覆って取付部材41が配置されていても、デバイス取付部35の貼付面36にタッチパッドデバイス32を取り付けることができる。さらに、ボタンユニット40が破損したとしても、取付部材41を上部カバー11から取り外してボタンユニット40を交換することができる。

[0047]

次に、本発明の第2の実施の形態について、図8を参照して説明する。このとき、第1の実施形態のポータブルコンピュータ1と同一の機能を有する構成部分には同一の参照符号を付してその説明を省略する。

[0048]

図8は、第2の実施の形態に係るポータブルコンピュータ1の一部を示す断面図である。図8に示すように、デバイス取付面35に、凹面16と貼付面36との間に亘る部品挿通孔71が設けられる。

[0049]

タッチパッドデバイス 3 2 は、外面 1 1 a の方向からデバイス取付部 3 5 の凹面 1 6 に取り付けられる。タッチパッドデバイス 3 2 は、例えば両面テープによって凹面 1 6 に貼り付けられる。

[0050]

タッチパッドデバイス32は、複数の電子部品72を有している。電子部品72は、例えばコネクタのような種々の部品である。電子部品72は、凹面16に開口する部品挿通孔71に挿入される。

[0051]

外面11aの方向からタッチパッドデバイス32にシート73が貼り付けられる。シート73は、タッチパッドデバイス32を覆っており、滑りやすい表面を有している。タッチパッドデバイス32は、シート73上の指の動きを感知する。

[0052]

前記構成のポータブルコンピュータ1によれば、タッチパッドデバイス32は、外面11aの方向からデバイス取付部35に取り付けられる。このようにタッチパッドデバイス32が筐体10の外部に露出する凹面16に取り付けられる場合であっても、第1の実施の形態と同じ取付部材41を用いることができる。

[0053]

次に、本発明の第3の実施の形態について、図9および図10を参照して説明する。こ

10

20

30

40

のとき、第1の実施形態のポータブルコンピュータ1と同一の機能を有する構成部分には 同一の参照符号を付してその説明を省略する。

[0054]

図9は、第3の実施の形態に係るポータブルコンピュータ1のデバイス取付部35の近辺を拡大して示す平面図である。図9に示すように、開口部17から、ボタン部材75が露出している。

[0055]

図10は、筐体10の内側からデバイス取付部35の近辺を示す斜視図である。図10に示すように、ボタン部材75は、基部55と、複数の支持部56と、一対の操作部57とを有している。ボタン部材75に、突出部61と、リブ62とが設けられている。ボタン部材75は、センサカバー58を有しない点で第1の実施の形態のボタン部材21と異なっている。

[0056]

前記構成のボタン部材 7 5 であっても、第 1 の実施の形態のボタン部材 2 1 と同じように取付部材 4 1 に取り付けることができる。

[0057]

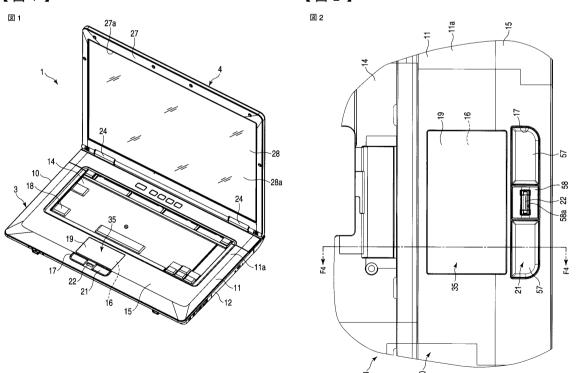
なお、本発明は上記実施の形態に特定されるものではなく、発明の趣旨を逸脱しない範囲内で種々変更して実施可能である。例えば、ポインティングデバイスは、タッチパッドに限らない。例えば、ポインティングデバイスとしてタッチパネルを用いても良い。さらに、取付部材と支持部と操作部とが一体に形成されていても良い。

【符号の説明】

[0058]

1 ... ポータブルコンピュータ , 1 0 ... 筐体 , 1 1 a ... 外面 , 1 1 b ... 内面 , 1 7 ... 開口 部 , 2 1 ... ボタン部材 , 3 2 ... タッチパッドデバイス , 3 5 ... デバイス取付部 , 4 1 ... 取付部材 , 5 5 ... 基部 , 5 6 ... 支持部 , 5 7 ... 操作部。

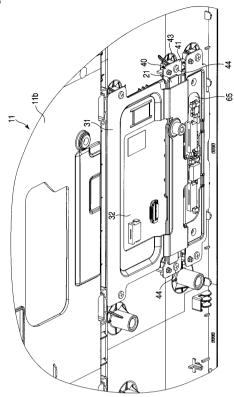
【図1】 【図2】



10

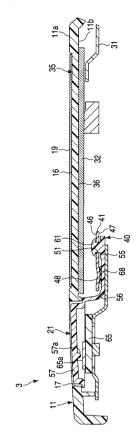
【図3】

図 3

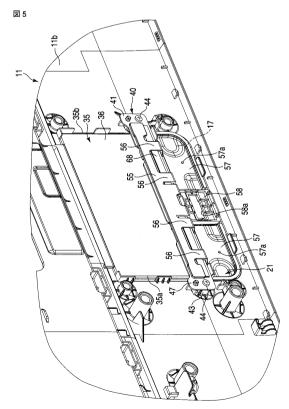


【図4】

図 4

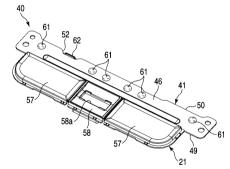


【図5】

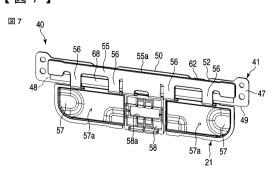


【図6】

図 6

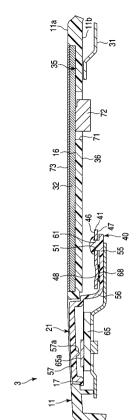


【図7】



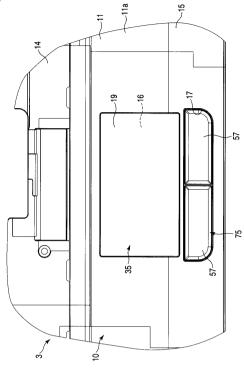
【図8】

図 8

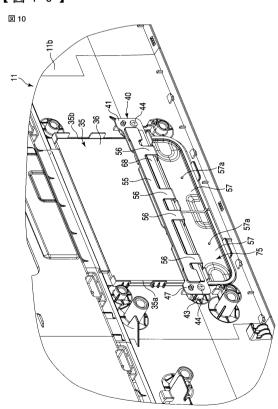


【図9】

図 9



【図10】



フロントページの続き

(74)代理人 100084618

弁理士 村松 貞男

(74)代理人 100103034

弁理士 野河 信久

(74)代理人 100119976

弁理士 幸長 保次郎

(74)代理人 100153051

弁理士 河野 直樹

(74)代理人 100140176

弁理士 砂川 克

(74)代理人 100101812

弁理士 勝村 紘

(74)代理人 100124394

弁理士 佐藤 立志

(74)代理人 100112807

弁理士 岡田 貴志

(74)代理人 100111073

弁理士 堀内 美保子

(74)代理人 100134290

弁理士 竹内 将訓

(74)代理人 100127144

弁理士 市原 卓三

(74)代理人 100141933

弁理士 山下 元

(72)発明者 堀井 易之

東京都港区芝浦一丁目1番1号 株式会社東芝内

(72)発明者 竹口 浩一朗

東京都港区芝浦一丁目1番1号 株式会社東芝内

審査官 田中 秀樹

(56)参考文献 特開2008-250831(JP,A)

特開2008-108558(JP,A)

特開2009-294944(JP,A)

(58)調査した分野(Int.CI., DB名)

G06F 1/00、1/16-1/18

3/02-3/027, 3/033-3/041

H01H 13/00-13/76